平成２４年（再イ）第１号
北九州市門司区大里戸ノ上２丁目18番19―102号
再生債務者　脇坂　　豊
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月22日まで
平成24年５月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第４号
福岡県遠賀郡水巻町二西２丁目８番５号　ラフィーネ水巻A103
再生債務者　若山　博之
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月22日まで
平成24年５月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第７号
北九州市戸畑区菅原４丁目１番７―31号
再生債務者　吉田　昌丙
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月22日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月22日まで
平成24年５月１日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（再イ）第４号
三重県四日市市伊坂台３丁目70番地
再生債務者　伴野　哲司
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年５月２日　津地方裁判所四日市支部

平成２３年（再イ）第３０号
三重県伊勢市田尻町287番地３
再生債務者　松森　　清
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月23日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月23日まで
平成24年５月２日
津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２４年（再イ）第６号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2371番地
再生債務者　佐々　大夢
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月25日まで
平成24年４月27日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第４３号
山口市吉田2408番地６
再生債務者　坂野　賢治
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月29日まで
平成24年５月１日　　山口地方裁判所

平成２４年（再イ）第３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目40番12号
再生債務者　猪山　浩一
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月29日まで
平成24年５月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第４号
愛媛県東温市牛渕1697番地１
再生債務者　栗田　順子
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月30日まで
平成24年５月２日　　松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第１号
熊本県八代市花園町17―13上村マンション301号室、住民票上の住所熊本県荒尾市川登839番地１
再生債務者　平島　未来
1　決議に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年５月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年５月30日まで
平成24年５月２日　熊本地方裁判所八代支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再ロ）第７号
山口県下松市瑞穂町２丁目４番32号
再生債務者　宮地　和久
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年４月14日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成24年５月１日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号
北海道登別市栄町４丁目15番地17
再生債務者　齊藤　皇史
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月23日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月６日から平成24年６月13日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２３年（再ロ）第７号
長野県塩尻市大字桟敷527番地１
再生債務者　中島　正明
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成24年６月12日から平成24年６月19日まで
長野地方裁判所松本支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１号
秋田県仙北市角館町水ノ目沢126番地16
再生債務者　眞崎　　徹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年４月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年５月30日まで
平成24年５月２日　秋田地方裁判所大曲支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８号
大分市大字千歳379番地の１
再生債務者　豊田　恭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年５月１日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１６号
福岡県春日市下白水南７丁目53番地１シェソワ201号
再生債務者　山本　理絵
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月27日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（再ロ）第１０１３１号
東京都稲城市平尾１―13―７
再生債務者　小野寺立志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年４月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年４月27日
東京地方裁判所民事第20部